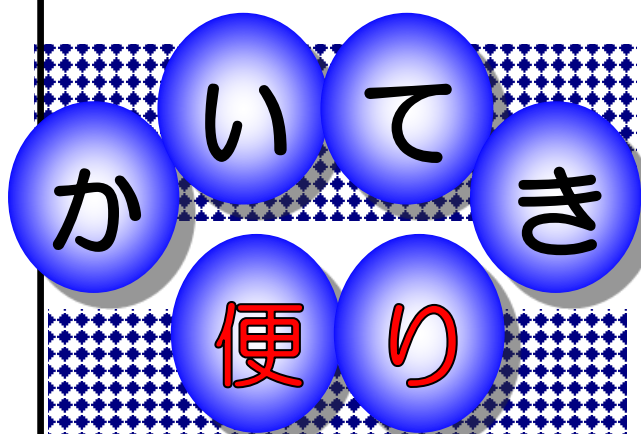




INDEX

- ・電子申請・届出システムの「申請先(届出先)選択」にご注意ください！
- ・人材育成促進支援事業 交付申請を受付中です！
- ・令和7年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業 交付申請を受付中！（令和7年11月21日締め切り）
- ・★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★(1)R7年度交付申請の受付は12月26日まで！未申請の事業者はお早めに (2)伴走型申請支援について(お申込みは11月7日まで！！)
- ・東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業
- ・「在宅サービス事業者運営状況調査」にご協力を！（東京都実施）
- ・(オンライン研修開講のお知らせ)令和7年度第2回介護職員スキルアップ研修【医療的知識編】
- ・生産性向上に係るセミナー(3種)を配信中です！【視聴無料】
- ・一般社団法人シルバーサービス振興会からのお知らせ
- ・令和7年度第2回福祉用具専門相談員スキルアップ講習会のご案内
- ・令和7年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・東京都消費生活総合センターからのお願い Part7 & 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

令和7年11月1日発行第256号

○ 電子申請・届出システムの「申請先(届出先)選択」にご注意ください お知らせ

東京都では、介護サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めており、令和6年度より新規指定申請について、今年度8月からは居宅サービス(特定施設入居者生活介護を除く)の変更届・加算届について、国の「電子申請・届出システム」により受付を行っております。今後はさらに対象の手続きを拡大する予定です。

本システムは、東京都への申請・届出手続きのみならず、共通のシステムを用いて全国の自治体への申請・届出が可能です。そのため、申請・届出時には「申請先(届出先)選択」画面にて、申請・届出先の自治体を事業者が選択する必要があります。この選択にあたり、誤った申請・届出先を選択する事例がよく見られます。

東京都内の居宅サービスの申請・届出先はすべて「東京都」です。区市町村が申請・届出先となるのは、地域密着型サービス、基準該当事業又は総合事業の場合です。

電子申請・届出システムにおける「申請先(届出先)選択」画面の入力例は以下のとおりです。

(入力例) 東京都指定の居宅サービス事業所の変更届を提出する場合

介護保険事業の変更届出 届出先選択

届出先窓口となる指定権者区分と都道府県または市区町村を選択して「次へ」を押してください。

【状況確認および入力再開メニュー】

1. サービス分類選択

☒ 居宅施設 ☐ 地域密着型 ☐ 基準該当 ☐ 総合事業

2. 都道府県選択

都道府県 東京都

3. 届出先選択

届出先 東京都

申請・届出先を誤った場合、正しい申請・届出先には申請内容が到達しません。誤って到達した申請・届出先からの却下連絡が届いたあと、事業所において再度正しく申請・届出する必要がある、申請等の×切に間に合わない可能性があります。

申請・届出先を誤ることの無いよう、十分ご注意ください。

○ 人材育成促進支援事業 交付申請を受付中です！

お知らせ

東京都では、「人材育成促進支援事業」の交付申請書の受付を開始いたします。本事業では、介護サービスを効率的・継続的に提供するために、人材育成の仕組みの構築・改善に取り組む事業所を支援します。

詳細について、下記の通りご案内させていただきます。

東京都福祉保健財団のホームページに提出書類の詳細やQA、利用の手引きについて掲載しておりますので、合わせてご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

●事業について

事業所が生産性向上に向けて人材育成の仕組みの構築又は改善を実施した場合に要する以下の費用について、補助いたします。

補助対象経費	具体例
①コンサルティング経費	・事業所内の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う給与表の改定、就業規則の変更にあたって、社会保険労務士に対して支払った謝礼金 ・事業所内の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う人事制度の再構築等に当たって、経営コンサルタントに支払った謝礼金
②研修受講及び資格取得経費	・事業所における人材育成の仕組みに位置付けられている(又は予定である)研修の受講又は資格取得に係る経費 ※介護プロフェッショナルキャリア段位制度のレベル認定申請手数料など、研修受講・資格取得に伴う手数料を含む。
③代替職員経費 ※②の申請がある場合のみ、 ③の申請可	・本事業を活用して職員に研修を受講させたり資格を取得させたりする間、当該職員の不在期間中に、代替で業務を行った時間数に相当する事業所内の介護職員の残業手当、人材派遣職員の派遣料、非常勤職員の給与

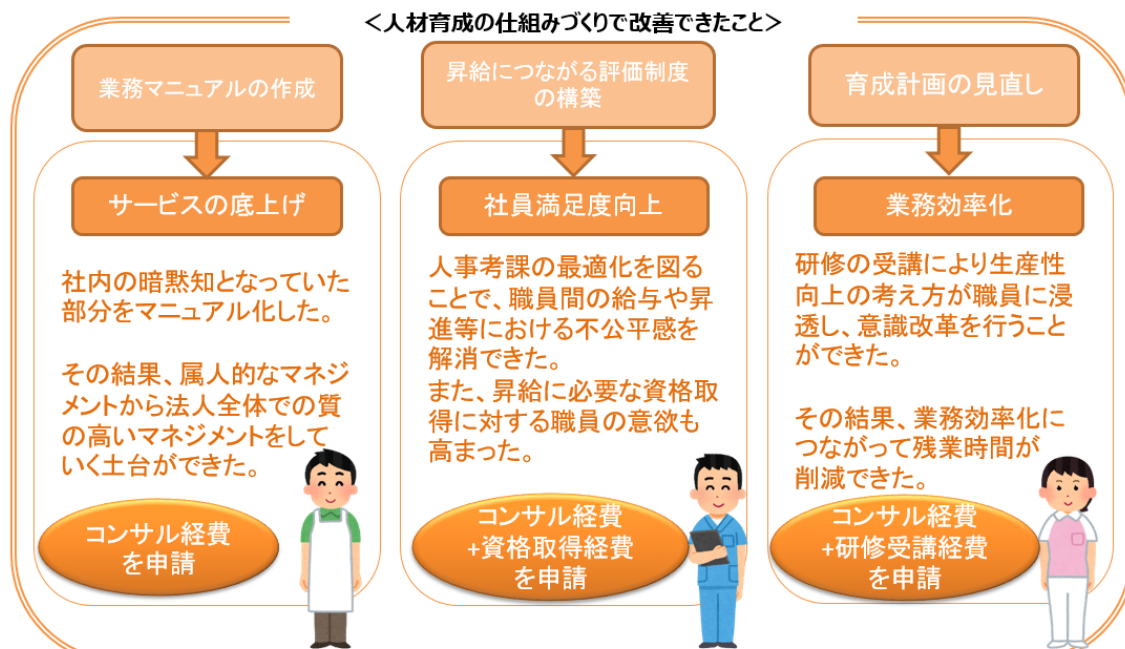
1 事業所あたり補助上限額：35万円

補助率：10/10

対象事業所：都内の介護サービス事業所。ただし、今年度キャリアパス導入促進事業補助金を申請する事業所及び過年度に本補助の交付を受けた事業所を除く。**令和6年度より、居宅介護支援、介護予防支援事業所も対象に追加されました！**

●本補助金の活用事例について

過去に本事業を活用した事業所の取り組みを紹介します。



●交付申請書の提出について

(1) 交付申請書で確認する内容

生産性向上に向けた人材育成の仕組みの構築又は改善に係る、コンサルティング経費・研修受講及び資格取得経費・代替職員経費の支出予定額、事業所内の人材育成の仕組みに関する現状及び課題認識 等

(2) 提出期限

令和7年11月28日(金曜日)【必着】※提出期限を延長いたしました！

(3) 提出書類

以下の、東京都福祉保健財団のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

●問合せ先等

〒163-0719

東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当(補助金)

電話 03-3344-8532

○ **令和7年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業 交付申請を受付中** **お知らせ**
(令和7年11月21日締め切り)

東京都では、介護職員の確保・育成・定着を図るため、「**介護職員奨学金返済・育成支援事業**」を実施しています。本事業では、介護保険事業所等が常勤介護職員(有期雇用を除く)として介護業務未経験者等を雇用し、その職員が在学中に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給した場合、都が事業者に対して、1人当たり年60万円(最大5年間)を上限として全額補助します。

現在、交付申請書の提出を受け付けております。本事業の活用を検討されている事業者におかれましては、東京都福祉保健財団まで申請してください。

※今年度は令和7年4月1日時点で「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度(介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験)」を有する施設、事業所が対象です。

【提出期限】 ①**令和7年11月21日(金曜日) 必着**
②**令和8年1月9日(金曜日) 必着**

※原則、①の交付申請書提出締切りまでにご提出ください。①の交付申請書提出締切り以降に、採用予定者がいる等の理由がある場合のみ、②のスケジュールでご提出ください。

【提出方法】 郵送にて必要書類をご提出ください。

【提出先】 〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング19階
東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 介護人材育成担当

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページより様式をダウンロードしてください。説明動画や説明資料も、こちらに掲載しております。
(<https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>)

【お問合せ先】 東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 介護人材育成担当
TEL:03-6302-0280 FAX:03-3344-8531
MAIL: syogakukin@fukushizaidan.jp

※東京都福祉保健財団ホームページに掲載されている「質問票」を用いて、なるべくメールでのお問合せをお願いします。

○ ★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★

お知らせ

(1) R7年度交付申請の受付は12月26日まで！未申請の事業者はお早めに

(2) 伴走型申請支援について（お申込みは **11月7日まで！！）**

(1) 令和7年度交付申請の受付は12月26日まで！未申請の事業者はお早めに

ご好評いただいている居住支援特別手当ですが、今年度の申請期限が迫っています。

未申請の法人におかれては、下記ポータルサイトに掲載の事業説明や申請手続きに関する動画や資料のほか、下記「これから申請される場合の注意点」をご確認の上、ご申請ください。

【令和7年度交付申請 マイページ受付期限】 12月26日（金）17:30 まで

● 居住支援特別手当ポータルサイト

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

＜これから申請される場合の注意点＞

- ・ 期限後は申請を受付けられません。書類の事前準備や不備対応などに時間を要する場合がありますので、期限に余裕をもってご申請ください。
- ・ 令和8年1月に受付予定の変更交付申請は、既に交付決定を受けている事業者様が対象のため、交付決定時期との関係で変更交付申請をしていただけないことがあります。交付申請に当たっては、変更交付申請できない可能性も考慮して不足が生じないよう適切な額によりご申請ください。
- ・ 申請初年度で、補助金の入金を待つ対象職員に手当を支給される場合は、補助対象年度の取扱いに十分ご注意ください。詳細は 上記ポータルサイトに掲載されている資料「居住支援特別手当支給方法と補助対象年度」をご確認ください。

【事業概要】

- 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

【支給額】

- 職員1人当たり年間最大24万円
（月1万円＋勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には月1万円加算）

(2) 伴走型申請支援について（お申込みは **11月7日まで！！）**

就業規則を改定したけど申請方法や申請様式の作成で行き詰っている…とお困りのご担当者様へ、事務局が個別にサポートします！

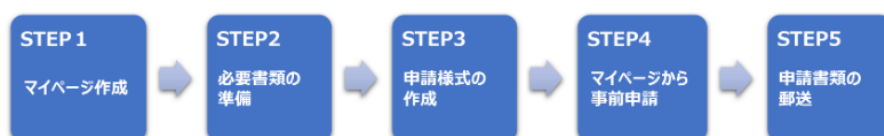
窓口は19時30分まで開設しており、ご都合にあわせてご利用いただけます。

具体的には、以下のSTEP1～5の申請完了に至るまでの手続きについて、電話連絡によりご希望を踏まえながら支援しますので、ぜひご活用ください。

※ 様式の作成や申請を代行するものではありません。

● 東京都居住支援特別手当事業 申請支援について（令和7年度）

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp/support.html>



☎ 5営業日を目安に次のステップに進めるようご連絡します

(対象)令和7年度未申請で、居住支援特別手当に係る就業規則等の改定を既に済ませている事業者様

(実施期間)12月26日(金)までの間 ※ お申し込みは11月7日(金)まで

伴走型支援の申請・お問い合わせ

03-6821-1760(9:00~19:30)※土曜日、日曜日、祝休日は除く

【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 (電話 03-4500-0111)

○東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業

お知らせ

【1】交付申請書受付のご案内((ア)福祉避難所・(イ)災害時協定締結事業所・(ウ)災害要件なし事業所)

【1】 交付申請書受付のご案内

(申請区分 (ア) 福祉避難所・(イ) 災害時協定締結事業所・(ウ) 災害要件なし事業所)

本事業においては、以下のとおり交付申請書の受付を開始します。

期限内必着です。期間に余裕を持って準備し、提出してください。

○交付申請書受付期間

令和7年11月4日(火)～11月21日(金):申請区分(ア)及び申請区分(イ)

令和7年11月4日(火)～11月28日(金):申請区分(ウ)

※今年度の助成金申請にあたっては、必ずご提出ください。

交付申請に使用する様式類は、当財団のホームページに掲載しています。(以下 URL 参照)

申請区分 (ア) <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/a/>

申請区分 (イ) <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/i/>

申請区分 (ウ) <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/u/>

助成金の手引、記入例集もホームページに掲載していますので、ご参照いただき、不明点は担当までお問い合わせください。

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

○ 「在宅サービス事業者運営状況調査」にご協力を！（東京都実施）

お知らせ

東京都では、高齢者施策の総合的・基本的計画である高齢者保健福祉計画の次期策定に向けた検討を行うにあたり、在宅サービス事業者の運営実態等について把握するため、下記のとおり調査を実施しております。

つきましては、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

【調査対象】

令和7年9月1日現在、都内に所在する以下のサービスの指定を受けた全ての事業所
（休・停止中の事業所は除く。）

- ◆ 居宅介護支援
- ◆ 訪問介護
- ◆ 訪問看護（訪問看護ステーション）
- ◆ 訪問リハビリテーション
- ◆ 通所介護
- ◆ 通所リハビリテーション
- ◆ 短期入所生活介護
- ◆ 短期入所療養介護
- ◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ◆ 地域密着型通所介護
- ◆ 認知症対応型通所介護
- ◆ 小規模多機能型居宅介護
- ◆ 看護小規模多機能型居宅介護

【主な調査項目】

- ◆ 基本情報
- ◆ 職員の勤務状況及び人材確保
- ◆ 令和6年度制度改定・報酬改定の影響
- ◆ 利用者の特性に応じたサービス提供の状況
- ◆ その他

【調査期間】

令和7年10月20日から令和7年11月17日まで

【調査の委託】

本調査の実施は、株式会社名豊に委託しています。このため、調査票等は受託会社から直接送付されます。

【お問合せ先】

（調査受託会社）株式会社名豊 東京都在宅サービス事業者運営状況調査窓口

TEL 0120-333-235

Email tokyo.kaigo@meihou-c.co.jp（電子メールでのお問合せも可）

※調査についてのお問合せは、調査受託会社をお願いいたします。

○(オンライン研修開講のお知らせ)令和7年度第2回介護職員スキルアップ研修【医療的知識編】

業務上必要な医療的知識、高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などについて研修を実施します。
 ※本研修は令和3～7年度第1回に実施した収録型WEB研修と同内容です。ご確認の上、お申込みください。
 ※受講料は無料です。

■配信期日

令和8年1月22日(木)10時～3月12日(木)17時まで(WEBによる収録動画配信)

※上記の期間内であれば、何度でも視聴することができます。

■内容

	科目名(時間)	内容	講師
1	介護職員の役割と医療的知識の必要性について(70分)	介護職員にとって医療的知識の習得が医療職等との連携促進や緊急時の適切な対応、ケア全般における安全の確保に資するものであることを理解する。	公益社団法人 東京都介護福祉士会 内田 千恵子 氏
2	高齢者に多い疾患の理解(80分) ★令和7年度新規収録	日常の介護の場面で変化に気づき、適切に医療につなげることができるよう、高齢者に多い疾患についてその特徴と観察のポイントを学ぶ。	公益社団法人 東京都医師会 理事 西田 伸一 氏
3	高齢者の心身の理解(70分)	加齢に伴う高齢者の頭からつま先、内臓にいたる一般的な心身の変化や特徴について学ぶ。	
4	高齢者の日常生活を支える身体の管理(100分)	介護の場面で日常的に適切なケアが必要な身体症状とその介護方法を学ぶ。	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護 ステーション 所長 服部 絵美 氏
5	気づきのための観察ポイント(個人ワークと解説)(70分)	緊急時の対応事例を通して講義で得た知識を再確認し、日常の介護における心身の異変の気づきと観察ポイントを学ぶ。	

■対象

都内に所在する以下(①～⑭)の介護保険事業所において経験年数概ね1～3年目の介護職員で基礎的な医療知識を学びたい方(※前職がある場合はその勤務経験も含めます)

①訪問介護事業所(夜間対応型含) ②訪問入浴介護事業所 ③通所介護事業所(認知症対応型、地域密着型含)
 ④通所リハビリテーション事業所 ⑤短期入所生活介護事業所 ⑥短期入所療養介護事業所
 ⑦認知症対応型共同生活介護事業所 ⑧小規模多機能型居宅介護事業所 ⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 ⑩特定施設入居者生活介護事業所 (包括型、地域密着型含。ケアハウス、有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅)
 ⑪介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所含) ⑫介護老人保健施設 ⑬介護医療院
 ⑭看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

■お問合せ・申込先

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター研修室(高柳・村山・横山)

TEL:03-5800-3335 研修受付システム「けんとくん」 <https://www.kentokun.jp/>

○ 生産性向上に係るセミナー（3種）を配信中です！【視聴無料】お知らせ

東京都福祉保健財団では、介護現場で働く皆さんのために、生産性向上に係る3つのセミナーを配信中です。

★「生産性向上セミナー～より良い介護現場のために業務改善でできること～」

申込最終締切:11月18日(火)

介護現場の職場環境をより働きやすく変えていくために、**改善活動の進め方**や**実際の取組事例**のご紹介等、施設長やリーダー層の皆様が活動を進めるための役立つ情報・ヒント等をお伝えします。

★「生産性向上に向けた人材育成セミナー～人材育成の仕組みづくり～」

申込最終締切:12月17日(水)

人材育成の仕組みづくり(キャリアパス、OJT 等)についてお悩みの事業所の皆さまへ、そのポイントをお伝えします。本セミナーは**経営層向け動画**、**リーダー層向け動画**の2つに分かれております。事業所内のリーダー向け研修にもぜひご活用ください。

★「生産性向上セミナー 働きやすい職場環境づくり」

申込最終締切:12月1日(月)

人材不足が深刻化する介護現場で、質の高いサービスを継続的に提供していくためには、**職員の離職を防ぎ、多様な人材が働きやすく、働きがいのある職場**をつくることが大変重要です。そのような職場環境を構築するには何が必要なのか？本セミナーでは、そのポイントをお伝えします。

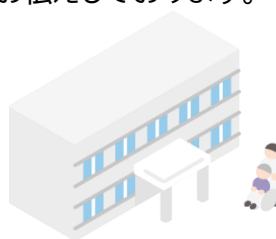
各動画内で、今日からできる業務改善や事業所事例についてお伝えしております。今こそ一歩踏み出すチャンスです。ぜひご受講ください。

●対象事業所

都内介護事業所(法人本部含む)

【申し込みはこちら】**(施設・事業所毎)**にお申込みください。)

<https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/genbakaikaku/>



受講決定時に視聴用のパスワード、動画 URL 等をメールにてお送りいたします。

なお、視聴用のパスワード、動画 URL 等を施設・事業所内で共有いただければ、どなたでもご視聴いただけます。

【各セミナーのホームページはこちら】

★「生産性向上セミナー～より良い介護現場のために業務改善でできること～」HP

https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/seisan_seminar/



★「生産性向上に向けた人材育成セミナー～人材育成の仕組みづくり～」HP

https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/ikusei_seminar/



★「生産性向上セミナー 働きやすい職場環境づくり」HP

https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/zukuri_seminar/



●お問い合わせ

介護職場サポートセンターTOKYO

～いきいきと働ける職場改善に取り組む事業所の皆様に応援します～

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室

介護現場改革担当(セミナー担当) 富山・南

TEL:03-3344-7275

FAX:03-3344-8531

メール:genbakaikaku-seminar@fukushizaidan.jp



○一般社団法人シルバーサービス振興会からのお知らせ

お知らせ

～介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和7年度アセッサー講習受講者募集のご案内～

介護プロフェッショナルキャリア段位制度の **令和7年度アセッサー講習(第2期)**の受講者を募集しています。

- アセッサーは、国が定めた全国共通の介護技術評価基準を用いて、介護職員の OJT・評価を行います。この講習を通じて、根拠に基づく介護技術評価について学び、実際に評価を体験します。介護現場で、人材育成・OJT の実施を担う、介護現場のリーダー層向けの講習です。リーダー層育成、現場の OJT 導入・展開に役立つ、**eラーニング**によるプログラムです。
- 東京都「人材育成促進支援事業」ではアセッサー講習の受講料が補助の対象となっていますので、是非この機会をご活用ください。(交付申請期限:令和7年11月28日(金曜日))
※キャリア段位制度におけるレベル認定者及びアセッサーへの手当は補助対象外です。
※キャリアパス導入促進事業費補助金は新規受付を終了しております。
- なお、令和7年度のアセッサー講習は、第2期が年度内最終開催となります。

【 令和7年度 第2期 アセッサー講習 】

介護キャリア段位制度ホームページからお申し込みください。

申込期間 : 令和7年8月25日(月) ～ 12月1日(月)

受講期間 : 令和8年1月中旬 ～ 令和8年3月初旬

eラーニング期間 : 1月14日(水) ～ 2月24日(火)

(期間中はインターネットで、いつでも何度でも、学習いただけます。)

受講方法 : **eラーニング方式** (インターネット接続のできるパソコンが必要)

講習内容 : テキスト学習／eラーニング受講 (講師による講義等含む)／トライアル評価／確認テスト 等 (※ 集合形式ではありません)

修了要件 : 上記全ての履修及び確認テスト合格

受講費用 : 税込 23,650 円 (講習指定テキスト代が含まれます)

申込方法 : 介護キャリア段位制度専用ホームページよりお申し込みください。

<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>

問合せ先 : 一般社団法人 シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

電話 : 03-3862-8061 email: careprofessional@espa.or.jp



< 介護プロフェッショナルキャリア段位制度とは >

- ・ 介護分野の実践的なキャリアアップの仕組みとして、国で定められた全国共通の「介護技術評価基準(148評価項目)」を用いて介護職員の介護スキルを評価し、そのスキルレベルに応じた認定を行います。
- ・ アセッサー講習を修了した方による、介護現場で評価基準を用いて介護職員に対する評価・OJT を通じて、介護職員の確かな実践的スキルの習得を図っていきます。
- ・ 詳しくは、介護プロフェッショナルキャリア段位制度ホームページをご覧ください。

レベル4

レベル3

レベル2



○令和7年度第2回福祉用具専門相談員スキルアップ講習会のご案内

1 講習内容

テーマ:『福祉用具専門相談員のための車いすシーティングの選定・適合』

◇シーティングの意義や目的を理解し、利用者の身体状況、座位保持機能の適正な評価、改善目標を定めた的確なシーティング技術を学びます。

◇座学で基本的な知識を習得後、車いすの調整、座位保持補助具の応用について実習します。

◇後半では、シーティングを用いた症例毎の事例検討会を実施します。

◇シーティングと診療報酬・介護保険についても解説があります。

2 受講対象

①福祉用具専門相談員指定講習会 修了者

②福祉用具貸与・販売店等で貸与・販売や相談などの業務に従事している方

③その他、特に受講を希望する方

3 講習日時

令和7年12月17日(水) 午前9時30分～午後4時30分

4 講師

株式会社シーティング研究所 代表取締役 木之瀬 隆 氏

(一般財団法人日本車椅子シーティング財団 代表理事)

5 講習会場

公益財団法人 東京都福祉保健財団 「多目的室1」および「福祉用具実習展示室」

(新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング19階)

6 定員

30名(先着順)

7 受講料

3,000円(税込み)

8 申込期間

令和7年12月3日(水)まで

9 申込方法

ホームページ(URL:https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_shitei/)に掲載している申込書に必要事項を記入し、メールまたはFAXにてお申込みください。

【お問い合わせ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

○令和7年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの深化・推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和7年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>



東京都訪問看護推進総合事業

<R7年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護(在宅ケア)、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修: 共通科目、在宅療養にかかる科目	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金) 締切は終了しておりますが、新たに募集要項が発表された場合は、申請を行える場合があります。入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡のうえ、合格又は受講決定通知を受領後、速やかに申請してください。
	(2) 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	7月18日(金) 締切は終了しておりますが、今年度雇用する事務職員について申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金) 3回目 1月30日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	6月27日(金) 締切は終了しておりますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション※都内22か所で実施 ■訪問看護ステーション体験・研修(同行訪問等) ■ステーションからの相談対応 ■勉強会や合同カンファレンス ■地域の病院等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接お申込ください。 9月から新たに教育ステーションとして4ステーションが追加されました。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1)育成定着推進・基礎実務・経営安定コース 受付終了しています。 (2)看多機実務研修コース 12月実施予定 ※詳細は別途ご案内いたします。

	いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 在宅療養訪問看護シミュレーション研修 ※東京都公立大学法人に委託して実施します。	研修の申込受付中！ 9-11月テーマ「終末期におけるアセスメントと報告」 ※詳細は、委託先のホームページをご覧ください。 https://ikiikianshin.com/
	訪問看護人材確保事業 「その人らしい生き方を支える訪問看護の魅力」 ※東京都看護協会に委託して実施します。	12月6日(土)開催 12:00～16:00 会場:公益社団法人東京都看護協会 1 階大研修室 ※詳細は東京都看護協会ホームページをご覧ください。 https://www.tna.or.jp/
	訪問看護オンデマンド研修の動画公開中	令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。 訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご利用ください！ https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4gRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE  ※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加は控えください。

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5000-7560

○東京都消費生活総合センターからのお願い Part7 & 「高齢者見守り人材向け出

前講座」のご案内

お知らせ

■ 見守る方へ、東京都消費生活総合センターからのお願い Part7

強引な新聞購読契約で困っている高齢者がまわりにいませんか？！

判断力が低下して新聞の購読が難しい高齢者、あるいは白内障などが進行して年長的にも文字を読むことが困難な高齢者が、強引な勧誘により新聞購読契約を締結してしまい、もらった景品を消化してしまった状態だが解約はできるか？といった相談や、過去の契約を忘れて新たな契約を締結してしまい、同じ期間に複数の新聞が配達されて困っている、といった相談が消費生活センターには多数寄せられます。

クーリング・オフ期間内(契約書を受け取ってから8日間)であれば、契約の解除ができますが、家族や周囲で見守っている福祉関係者(ケアマネさんやヘルパーさん)が気づいたときには、8日間が経過してしまっている…ということもよくあります。新聞の購読契約に関しては、(一社)日本新聞協会及び新聞公正取引協議会がガイドラインを示しており、

・購読者の判断力が不足している状態で契約したとき

・購読者の死亡、購読が困難になる病気・入院・転居等、解約が合理的だと考えられるとき

など、消費者にやむを得ない正当な理由があれば解約できることを定めています。

また、景品の額についても公正競争規約に定めがあり、契約期間の購読料の8%、あるいは半年分の購読料の8%のいずれか少ない金額を上限と定めています。**これを超える景品類の提供を行うなど、規約に違反する契約を行ったときも、上記同様、直ちに解約に応じなければならない**とされています。なお、景品については、一般的には返還する必要はないと考えられていますが、他方、残っているものがあれば返還する方がベターだとする考え方もあります。

スマートフォンの普及によるネットニュースの利用拡大や若年層の新聞離れにより、新聞購読者数の減少は著しく、**勧誘に応じてくれるのは在宅時間の長い高齢者、しかも判断力の低下した高齢者が狙いやすい**といった事情があるのだと思われます。

消費生活センターでは、これら新聞の購読契約についても、交渉を通してトラブル解決を目指します。まわりで見守るみなさまから消費生活センター(188)にご相談いただいてもかまいません。お気軽にご相談ください！

■ 高齢者見守り人材向け出前講座のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期に発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークの構成員の方々を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2025年4月1日から2026年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB」(下記)を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無 料**

申込条件：●申込者…都内の地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、金融機関、宅配事業者、町会・自治会の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2025年4月1日から2026年3月10日まで(先着200回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会 事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX: 03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 高齢者見守り・連携担当

TEL: 03-6228-1331